**日本テスト学会倫理綱領**

2015年9月10日制定

1. 目的

日本テスト学会（以下，「本会」と表記する）会員は「テストの開発，実施，利用，管理にかかわる規準」の精神に則り，テストの結果がもたらす社会的影響の大きさを認識し，社会的責任を果たすものとする。テストに関わる情報は，公共の利益に資する資産として積極的に社会に還元されるべきである。

本会は，テストに関わる研究を促進すると同時に，テスト関係者が守るべき行動規範を示すことを目的として，本綱領を定めるものとする。

2. 責任の自覚と自己研鑽

本会会員は，テストに関係する者としての責務を自覚し，テストの過程全体のあり方について相互に研鑽し，識見を深め，それを一般に周知するよう努めなければならない。

3. 法令，倫理の遵守

本会会員は，個人情報保護法などの関連法規を遵守する。テスト研究においても，利益相反が生じうることを認識する。また，ねつ造，改ざん，盗用，二重投稿などの不正行為を行わない。

4. 受検者の権利の尊重

テストを実施する者は，実施に先立って受検者に実施目的や結果の適用方法をわかりやすく説明し伝えなければならない。また受検者は，これらについて十分な説明を求めることができる。

5. 守秘義務

テストに関係する者には，テストに関わる情報について個人情報が漏洩しないように万全を期して扱う義務がある。テスト情報を扱う者は，保管するデータ，その保管期間，保管方法，利用目的，利用方法，期間経過後の得点利用などに関する所属機関の規定を遵守する。

6. 公表に伴う責任

テストに関わる研究成果を公表する場合，本会会員はテスト結果を受検者個人が特定できないような形で分析する。テスト結果を研究に利用する場合，研究主体は所属機関などの倫理審査を受ける。

本規定は2015年9月11日より発効する。